

家庭的保育事業所への給食提供について

平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度で認可事業となった家庭的保育事業は、平成32年度までに自園調理又は連携施設からの搬入により、児童に給食を提供しなければならないこととなっている。しかしながら、実現の見通しが難しく、家庭的保育事業者から区による給食提供の支援を求められていることから、区は、次のとおり条件が整う区立園からの給食提供を開始する。

1 給食提供の概要

- (1) 対象児童 0～2歳児（離乳食、完了食、乳児食）
- (2) 提供日 家庭的保育事業所の開所日のうち月曜日から金曜日
- (3) 提供回数 昼食のみ。（午前午後のおやつは、家庭的保育事業者が提供する。）
- (4) 搬送者 家庭的保育事業者が指定した者
- (5) 搬送方法 家庭的保育事業者が用意する保冷バッグに納めた給食を受け取って、家庭的保育事業者が指定した者が搬送する。

2 給食提供を行う保育園と搬入する事業所

丸山保育園（ハッピークレヨン）
大和保育園（ひまわり保育ルーム）
中野保育園（昼間のおうち）
江原保育園（H i r o' s ベビールーム）

3 提供開始時期（予定）

平成29年6月から

4 スケジュール

平成29年3月 給食開始に伴う留意事項等家庭的保育事業者への説明
事業者による保護者への説明
5月 区立保育園と家庭的保育事業者の打ち合わせ